

宮崎市福祉のまちづくり条例・新設等事前協議の手続き

事前協議対象施設

対象施設	対象規模
医療施設、興行施設、集会施設、展示施設、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、体育施設、遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関、サービス施設、公共交通機関、自動車車庫、公衆便所、公益事業施設、官公庁舎、学校等施設	すべての施設
事務所、工場、共同住宅等	用途面積2000㎡以上

手続きの流れ



※事前協議書は、建築確認申請書提出の2週間前までに提出すること。
事前相談と各届出は、宮崎市建築行政課（第2庁舎8階）で対応いたします。

適合証 高齢者・障がい者に配慮された施設の表示

福祉のまちづくりの啓発や推進を目的として、「宮崎市福祉のまちづくり条例・整備基準」の適合施設には、適合証を交付しています。
適合証を表示することにより、高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が快適に利用できる優良な施設の証となります。

※完了検査において、施設の全てが整備基準に適合する場合に限り、適合証を交付をしています。



バリアフリー情報（宮崎市ホームページ）

条例整備基準に適合する施設における各設備等の整備状況『みやざきアクセシビリティ情報マップ（宮崎県）』や優れたバリアフリー施設、条例整備基準の各種情報について、宮崎市ホームページに掲載しています。

①バリアフリー建築物情報



②福祉のまちづくり条例届出



宮崎市福祉のまちづくり条例 施設整備の手引き



福祉のまちづくりについて

宮崎市では、すべての市民が、個人として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活を送り、自らの意思で様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりの実現を目的として、平成12年12月に『宮崎市福祉のまちづくり条例』を制定し、総合的、計画的に推進しています。

施設整備では、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう各基準の遵守が求められています。このパンフレットは、整備事例や基準等を解説しています。施設整備の手引きとして、ご活用ください。

【施設整備の3つのポイント】

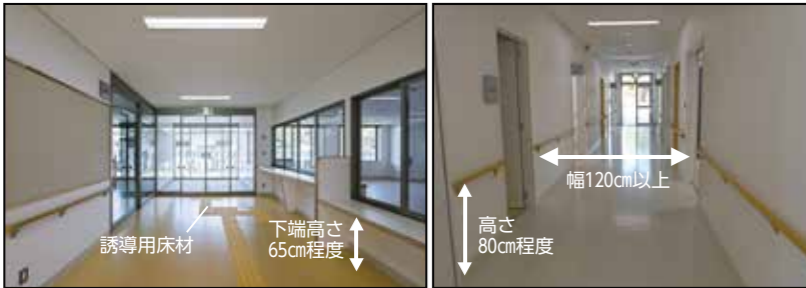
- 1 誰もが安全かつ円滑に移動ができるよう、段差の解消や適した幅員、サイズの通路を確保します。
- 2 施設内の設備は誰もが利用しやすい機能、位置、サイズとします。
- 3 誰もが一目でわかる案内記号や点字表示など、スムーズに居室等へ誘導します。

出入口・扉



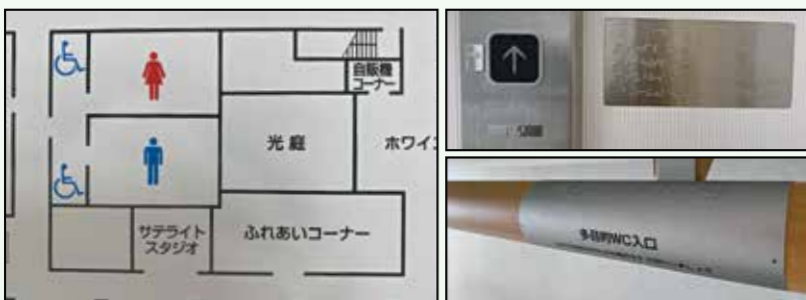
- 視覚障がい者誘導用床材は、外部から主出入口、受付まで敷設し、安全な経路を確保します。
- 出入口は、車いすが容易に通行できる幅内法80cm以上とし、段差は2cm以内とします。
- 扉は、引き戸とするか、開き戸の場合、軽くし、車いす寄せスペース（45cm以上）を確保します。

ホール・廊下



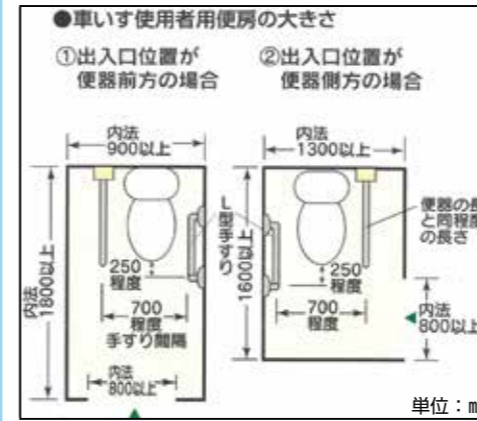
- 廊下は滑りにくい仕上げとし、車いすが離合できる幅内法120cm以上、延長50m以内に140cm角以上の空間を確保します。
- 手すり（高さ80cm程度）を設置します。
- 受付は、出入口から誘導用床材又は音声案内装置を設置します。車いす利用に適した高さ（65cm程度）、奥行き（45cm程度）とします。

案内表示・点字



- 案内表示には、トイレ等の位置を誰もが認識できるピクトグラム等で示します。
- エレベーターには、床からの高さ1m程度の位置にボタンと点字表示等を設置します。
- 各居室の入口付近には、手すりに点字表示を設置します。

車いす使用者用トイレ



- 左図は、車いす使用者が利用可能な最小寸法等を示しています。
- トイレ内には、腰掛便座や手すりを設置し、車いす使用者用トイレの設置を示す標識、使用状況表示錠（車いす利用者の手が届く高さ）等を設置します。
- 手動車いすを転回するには、円直径150cm以上のスペースが必要です。



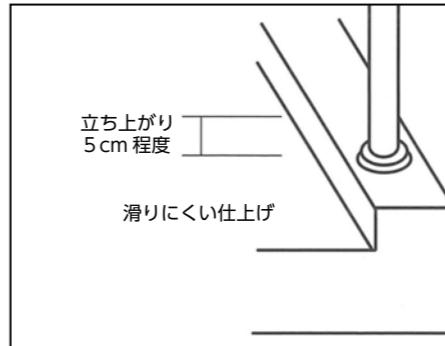
○トイレに設置する設備等の例



- トイレ内には、オムツ交換や介助等に利用する多目的シート、腹部洗浄用のオストメイト等を設置します。
- 乳幼児用椅子を便座近くの保護者の手が届く範囲に設置します。
- 洗面器下部は車いす利用者の膝が入るよう床下65cm程度確保します。

外構（敷地内通路・駐車場）

○敷地内通路



- 通路幅は120cm以上とします。（避難経路は150cm以上、階段併設スロープは90cm以上）
- スロープ勾配は1/12以下とし、高さ75cm以内ごとに、長さ150cm以上の踊場を設置します。
- 手すりと脱輪防止用の立上りを設け、滑りにくい仕上げとします。

○駐車場



- 1台以上設置します。
- 主出入口付近に設け、安全に移動できる経路を確保します。
- 幅350cm以上確保し、車いす利用者のマークを表示します。

【宮崎市バリアフリー検討会】

宮崎市は、医療や福祉（高齢者、障がい者及び児童）、建築及び環境に関し、優れた経験と知識を有する者で構成する『宮崎市バリアフリー検討会』を設置し、建築物の設計等に関する意見交換や現場見学等を実施、優れたバリアフリー建築物の普及啓発に努めています。

